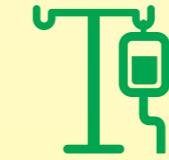


こくみん共済

個人定期生命共済・子ども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

ムリのない掛金で、ご家族一人一人に頼れる保障を。

さまざまなリスクにそなえて
選べる保障で安心をお届けします。



全労済公式キャラクター
ピットくん

みんなでたすけあい、
豊かで安心できるくらしを。

“たすけあいの力”だから
実現できた『こくみん共済』。

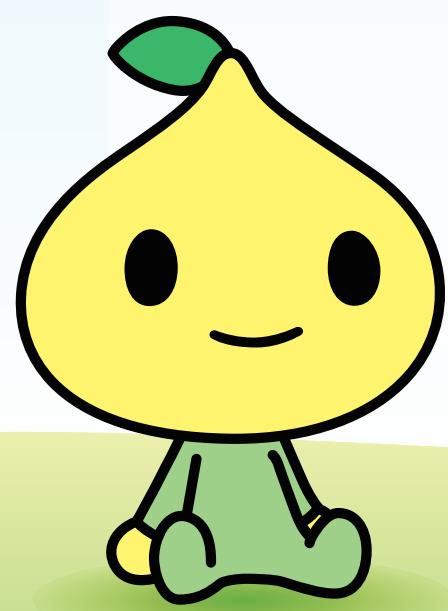
全労済は、たすけあいから生まれた保障の生協です。

営利を目的とせず、みんなでたすけあうことで
手頃な掛金と安心の保障を実現させました。

そこには、より経済的な保障を得ることで
心からの豊かさを手にしてほしいという
「共済」本来の想いも込められています。

全労済は、今年60周年を迎えます。

これからも、たすけあいの力で、
組合員のみなさまが本当に豊かなくらしができるよう、
活動を続けてまいります。



全労済は
安心を支えて
60年

おかげさまで
契約件数
3,262万件

※2015年度

全労済は、たすけあいから生まれた保障の生協です。

営利を目的とせず、みんなでたすけあうことで
手頃な掛金と安心の保障を実現させました。

そこには、より経済的な保障を得ることで
心からの豊かさを手にしてほしいという
「共済」本来の想いも込められています。

全労済は、今年60周年を迎えます。

これからも、たすけあいの力で、
組合員のみなさまが本当に豊かなくらしができるよう、
活動を続けてまいります。

毎年の事業年度
(6月1日から翌年5月末まで)の決算の結果、
剩余が生じた場合に、
ご契約者の皆さまにお戻しします。

「割り戻し金」

たとえば、医療安心タイプの場合 年間 **6,000円**をお戻します。
(2016年度、掛金の約21.7%)
※「終身医療5000」「がん保障プラス」は割り戻し金がありません。

全労済は、60年にわたり培ってきた経験と
実績を活かし、これからも正直さを大切に、
組合員や社会からの信頼に
応え続けていきます。

「信頼」

●お支払いした共済金 **3,229億円** ●総資産 **3兆6,136億円**
●支払余力比率 **1,536.7%**

数字はすべて2015年度

一人一人に納得いただけるよう、
『こくみん共済』ではさまざまな保障をご用意。
がんや先進医療、女性にうれしい医療保障、
お子さまの不意のけがまで、
幅広くカバーできます。

「満足」

組合員のたすけあいの力を
ひとつにすることで、充実した保障を
手頃な掛金で実現しました。
だから、年齢・性別にかかわらず、
ムリなく加入いただけます。

「手頃」

※終身医療5000を除く

もしもの病気やけが、事故のときなどに、
お役立ていただけるように。
困っている方のお気持ちに寄り添い、
真っ先に安心の笑顔をお届けするために、
迅速に共済金をお支払いします。

「安心」

『こくみん共済』は
医師の診断が不要で、加入の手続きも
カンタンにできます。

「簡単」

さまざまリスクに、頼れる 保障をお選びください。

入院から死亡リスクまで
幅広く備えたい方

総合タイプ

月々の
掛金 1,800円

P.5

女性特有の病気や
万一の手術のために

医療タイプ

月々の
掛金 1,600円

P.10

お子さまのけがや病気の
入院にしっかり安心を

キッズタイプ

月々の
掛金 900円

P.13

障がいが残っても
家族の安心を支えたい方

生きる安心タイプ

月々の
掛金 2,500円

P.7

プラスの安心で
がんに備えたい方

がん保障プラス

月々の
掛金 1,400円

P.11

健康状態にかかわらず
加入できる、けがと賠償の保障

傷害安心タイプ シニア傷害安心タイプ

月々の
掛金 1,200円 月々の
掛金 2,000円

P.15-P.16

先進医療から入院・手術まで
手厚くカバーしたい方

医療安心タイプ

月々の
掛金 2,300円

P.9

病気やけがのリスクを
一生涯続く安心で備えたい方

終身医療5000

月々の
掛金 2,270円

(満30歳男性の場合)

P.12

60歳からの病気やけが、
入院や死亡のリスクに

シニア総合タイプ シニア医療タイプ

月々の
掛金 2,000円

P.19-P.20

いろいろ
選べる!

生活スタイルに合わせて
セレクトできる受け取り方

すべてのタイプの死亡共済金・重度障害共済金は「年金」のかたちで受け取ることができます。

※全労済のねんきん共済にご加入いただくことになります。

特長

- 「年金」のかたちには、一定期間年金を受け取る「確定年金」と、一生涯にわたって年金を受け取る「終身年金」があります。
※「終身年金」は満55歳以上の方が選択できます。
- 年金額は、24万円から90万円の間で設定できます。
※すでに、ねんきん共済にご加入の場合は、通算して最高90万円になります。
- 年金払い契約の発効日が年金開始日となります。

〈確定年金プラン(例)〉

受取人の年齢(年金受取開始年齢)	40歳
年金受取期間	15年
給付型	定額型
受取年金(年額)	約70.3万円
年金の受取累計額(確定15年間)	約1,054万円

いつでも
確認
できる!

組合員向けインターネット
サービスマイページ

マイページは組合員専用のサービスです。24時間いつでもインターネットで保障内容・登録内容などの確認や住所変更などの各種手続きができます。

サービスの内容

- ①ご契約内容の確認
- ②各種お手続き
- ③ごくみん共済の加入申し込み
- ④全労済からのお知らせ
- ⑤マイページサービス専用特典

新規登録・ログインは全労済ホームページから



全労済

検索

<http://www.zenrosai.coop>

■マイページサービス手続サポートデスク



0120-6031-85

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日 9:00~19:00 土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始はお休み)



手頃な掛金で入院から死亡まで 幅広くカバーする総合保障

加入できる方

満15歳～満59歳の健康な方

総合2倍タイプ・大型タイプの場合は

満15歳～満44歳の健康な方

(最高満60歳の契約満了日まで保障)

契約満了後は手続きなしで移行タイプに更新できます
(保障額は変わります)。

最高満85歳の契約満了日まで保障が続けます。

詳しくはP.23をご覧ください。

組員の方に
多くの方に
人気!

総合タイプ

▶月々の掛金

1,800円

大きな備えの充実保障

総合2倍タイプ

▶月々の掛金

3,600円

さらに手厚く備える安心保障

大型タイプ

▶月々の掛金

5,400円

▼保障内容

死亡・ 重度障がい(*) 1級・2級と、3級の一部※1	交通事故	1,200万円
	不慮の事故等※2	800万円
	病気等	400万円

常に介護を要し上記(*)の共済金が支払われる場合で6ヶ月間生存※3	交通事故	400万円
	不慮の事故等※2	800万円

障がい 3級の一部～14級※1	交通事故	540万円～24万円
	不慮の事故等※2	360万円～16万円

入院 5日以上連続して入院したとき 1日目から最高180日分	交通事故	日額 5,000円
	不慮の事故※2	日額 3,000円
	病気等※4	日額 1,500円

交通事故で通院※5 1日目から最高90日分	交通事故	日額 1,000円
	不慮の事故※2	日額 2,000円

割り戻し金*(2016年度の場合)	交通事故	300円／月(掛金の約16.6%)
	不慮の事故※2	600円／月(掛金の約16.6%)

右記のいずれか1つのみ加入できます。	総合タイプ・総合2倍タイプ・大型タイプ・生きる安心タイプ・生きる安心W(ダブル)タイプ・生きる安心H(ハーフ)タイプ

★毎年5月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻しします。



万一のときには急な出費がいろいろ!

医療費

健康保険でカバーできない自己負担分に備える

健康保険が適用されても医療費の3割は自己負担(一般的な収入の現役世代)。適用外の費用も含めると、かなり高額になる場合もあります。



入院治療での
健康保険適用外の費用

- 食事代
- 差額ベッド代
- 消耗品代
- 交通費など

生活費

入院が長引いたときの収入減に備える

たとえば会社員が会社の手当を受けられる範囲を超えて入院が長引いた場合、その分収入が減ることになります。



傷病手当金を受け取れる場合も
3分の2に収入減

遺族の費用

万一のときの家族のリスクに備える

遺族保障には当面の生活費に加えて、教育費など将来への備えも欠かせません。また葬儀費用や墓地購入などの出費もあります。



配偶者+子ども2人の場合
月額約**24.1万円**必要

お寄せいただいたお声

奈良県男性・26歳

以前、母が全労済の共済に加入していました。自分も家族を持つたので全労済の共済に加入しようとしました。こんなに手頃な掛け金で、手厚い保障のある共済に入れて本当に良かったです。子どもが誕生したら、子どもと妻の保障をプラスしようと思います。



大阪府男性・30歳

交通事故に遭ったときに、共済金を請求したところ、書類到着から支払いまで対応がすごく早く、問い合わせをした際、第一声がございました。毎月の掛け金が安く、手続き対応も親切で説明もすごく分かりやすかったです。感謝しております。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。その後の共済金の手続きも良いので、全労済に加入してよかったです。共済金額について、支払いまで対応がすごく早く、請求したところ、書類到着から支払いまで対応がすごく早く、問い合わせをした際、第一声がございました。毎月の掛け金が安く、手続き対応も親切で説明もすごく分かりやすかったです。感謝しております。どうぞよろしくお願いいたします。その後の共済金の手続きも良いので、全労済に加入してよかったです。



ご契約の際はP.25「保障内容の注意事項=保障表中の※印の説明」・P.28「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

障がいが残った場合に手厚く備える 家族を支える安心の保障

加入できる方

満15歳～満59歳の健康な方

生きる安心H(ハーフ)タイプの場合は
満15歳～満44歳の健康な方

(最高満60歳の契約満了日まで保障)

契約満了後は手続きなしで移行タイプに更新できます
(保障額は変わります)。最高満85歳の契約満了日まで保障が続けます
(生きる安心H(ハーフ)タイプは手続きが必要です)。
詳しくはP.23をご覧ください。

▼保障内容

死亡・重度障がい(*) 1級・2級と、 3級の一部※1	交通事故・不慮の事故等	1,000万円	2,000万円	500万円
	病気等	500万円	1,000万円	250万円
上記(*)の共済金が支払われる場合で6ヶ月間生存※6		500万円	1,000万円	250万円
		450万円～20万円	900万円～40万円	225万円～10万円
障がい	交通事故・不慮の事故等 3級の一部～14級※1	100万円	200万円	50万円
	病気等による特定の身体障がい※7			
入院 1日目から最高180日分 日帰り入院も保障	交通事故・不慮の事故・病気等※4	日額 2,500円	日額 5,000円	日額 1,250円
割り戻し金* (2016年度の場合)		420円／月(掛金の約16.8%)	840円／月(掛金の約16.8%)	210円／月(掛金の約16.8%)

★毎年5月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻します。

右記のいずれか1つのみ加入できます。

総合タイプ、総合2倍タイプ、大型タイプ、生きる安心タイプ、生きる安心W(ダブル)タイプ、生きる安心H(ハーフ)タイプ

ここが安心!



重度の障がいが残った場合
6ヵ月後に一時金をお支払い!



重度の障がいを負ってしまうと、
働けなくなったり、収入減となるなかで、
継続的な治療・療養費が必要になります。

さらに住宅をバリアフリーに改修したり、
リフトなどの福祉用具を購入・設置するなど
一時的にまとまった費用負担が発生します。

重度の障がいが残った場合、6ヵ月後に
生きるために保障として一時金をお支払いします。

お寄せいただいたお声

幸いなことに、今まで家族に事故や病気はなく、共済金の請求をすることもなく過ごしていました。今回初めて入院し、請求することになりましたが、どうしても億劫で先のばしにしていました。半年たった頃に全労済より案内をいただき書類を見て、拍子抜けするぐらい簡単で驚きました。とても助かりました。ありがとうございました。

岐阜県 女性・53歳



ご契約の際はP.25「保障内容の注意事項＝保障表中の※印の説明」・P.28「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

入院・通院・手術・先進医療に備える
医療重視の保障です

加入できる方

満0歳～満59歳の健康な方

医療安心H(ハーフ)タイプの場合は

満0歳～満44歳の健康な方

(最高満60歳の契約満了日まで保障)

契約満了後は手続きなしで移行タイプに更新できます
(保障額は変わります)。最高満70歳の契約満了日まで保障が続けます
(医療安心H(ハーフ)タイプは手続きが必要です)。
詳しくはP.23をご覧ください。

医療安心タイプ

▶月々の掛金

2,300円

手頃に先進医療まで保障

医療安心H(ハーフ)タイプ

▶月々の掛金

1,150円

女性にやさしい医療保障

医療タイプ

▶月々の掛金

1,600円

▼保障内容

先進医療^{※8}入院共済金が支払われる場合、
共済金額を限度に技術料実額

最高 600万円

入院

1日目から最高180日分
日帰り入院も保障交通事故・
不慮の事故・
病気等^{※4}

日額 6,000円

通院^{※5}

1日目から最高90日分

交通事故・
不慮の事故

日額 2,000円

交通事故を除く不慮の事故による通院は通算して
14日以上の通院をした場合が保障の対象となります。手術^{※9}日帰り手術も保障
(全労済所定の手術)1回につき
60,000円女性特有の病気で手術^{※9}日帰り手術も保障
(全労済所定の手術)1回につき
30,000円死亡・
重度障がい1級・2級と、
3級の一部^{※1}交通事故・
不慮の事故等・
病気等

50万円

割り戻し金^{*}(2016年度の場合)

500円／月(掛金の約21.7%)

★毎年5月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻しします。

右記のいずれか1つのみ加入できます。

医療安心タイプ、医療安心H(ハーフ)タイプ、医療タイプ

ここが安心!



1

先進医療は最高600万円まで保障!

全額自己負担の先進医療に備える。

■主な先進医療の費用と実施状況

先進医療技術	平均費用	年間実施件数	平均入院期間
陽子線治療	約276万円	2,016件	8.8日
重粒子線治療	約309万円	1,787件	9.8日

この費用は全額自己負担です。

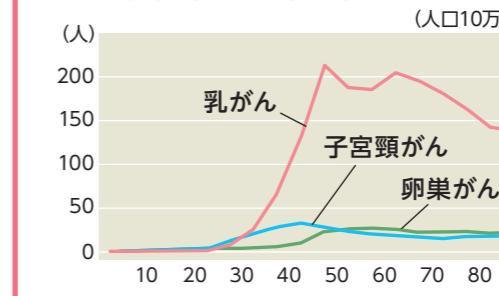
[出典]平成28年 厚生労働省「実績報告」

2

女性特有の病気で手術したとき
1回につき60,000円の保障!

20代後半から高まりやすい女性特有のリスクに備えて安心。

■年齢階級別がん罹患率



■女性特有の病気の手術例

- 帝王切開娩出術
- 子宮筋腫手術
- 乳房切断術
- 卵巣・卵管手術
- 悪性新生物手術
(女性生殖器・乳腺のみ)

3

日帰り入院でも日額6,000円の保障!

入院にかかる出費を手厚く保障。

差額ベッド代は

1日平均 5,918円

[出典]平成26年 厚生労働省 中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況」



人生で初めて入院するこ
とになり、共済金を請求さ
せていただきました。費用
などが補えて助かりまし
た。書類などの請求もイ
ンターネットで手続きが
スムーズで助かりました。
求後の入金が思つたより
できてよかったです。す
りがとうございました。

広島県女性・51歳

お寄せいただいたお声

ご契約の際はP.25「保障内容の注意事項=保障表中の※印の説明」・P.28「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

がんと診断されたときや、 日帰りの入院・手術まで充実保障

加入できる方

満15歳～満44歳の健康な方

(最高満60歳の契約満了日まで保障)

単独での加入はできません。プラスしてご加入いただくタイプです。

組み合わせができるタイプは下記のとおりです。

医療タイプ 医療安心タイプ 医療安心Hタイプ 総合タイプ 総合2倍タイプ
 大型タイプ 生きる安心タイプ 生きる安心Wタイプ 生きる安心Hタイプ 終身医療5000

▼保障内容

がんと診断	悪性新生物（生後はじめて診断・1回限り）※10	100万円
	上皮内新生物等（2年に1回を限度）※11	10万円
がんで入院	支払日数は1日目から無制限、日帰り入院も保障 ※12	日額 5,000円
がんで手術	日帰り手術も保障（全労済所定の手術）※12	1回につき 25万円
死亡・重度障がい	1級・2級と、3級の一部 ※1 ※13	10万円

がんとは悪性新生物および上皮内新生物等をいいます。

がん——悪性新生物 下記①・②以外のがん

がん——上皮内新生物等 ①上皮内新生物
②皮膚がん（悪性黒色腫を除く）

がん保障プラス

▶月々の掛金

1,400円

掛金は、そのままで 保障は生涯続く

加入できる方

満15歳～満64歳の健康な方

(終身保障)

終身医療5000

掛金は加入時(発効日)の満年齢・性別によって決まります。
下記の掛金表でご確認ください。更新による掛金アップはありません。

▼保障内容

入院 1日目から最高180日、 ※18 通算で1,000日分	交通事故・ 不慮の事故・ 病気等	日額 5,000円
手術 (全労済所定の手術) ※18		1回につき 50,000円

■月払掛金表（掛金は契約発効日時点の満年齢でご覧ください。）

加入年齢	男性	女性												
15歳	1,610	1,630	25歳	2,020	2,070	35歳	2,580	2,570	45歳	3,420	3,440	55歳	4,700	4,730
16歳	1,650	1,670	26歳	2,060	2,110	36歳	2,650	2,630	46歳	3,530	3,550	56歳	4,860	4,900
17歳	1,690	1,720	27歳	2,110	2,150	37歳	2,720	2,700	47歳	3,640	3,660	57歳	5,020	5,070
18歳	1,720	1,760	28歳	2,160	2,200	38歳	2,800	2,780	48歳	3,750	3,770	58歳	5,190	5,250
19歳	1,760	1,800	29歳	2,220	2,250	39歳	2,880	2,860	49歳	3,870	3,890	59歳	5,380	5,450
20歳	1,800	1,850	30歳	2,270	2,290	40歳	2,960	2,950	50歳	4,000	4,020	60歳	5,570	5,650
21歳	1,840	1,890	31歳	2,330	2,340	41歳	3,040	3,040	51歳	4,130	4,150	61歳	5,760	5,860
22歳	1,890	1,930	32歳	2,390	2,390	42歳	3,130	3,140	52歳	4,270	4,290	62歳	5,970	6,090
23歳	1,930	1,980	33歳	2,450	2,450	43歳	3,230	3,230	53歳	4,410	4,430	63歳	6,180	6,330
24歳	1,970	2,020	34歳	2,510	2,500	44歳	3,320	3,330	54歳	4,550	4,580	64歳	6,410	6,590

ここが安心！

がんとはじめて診断されたら、
100万円を保障！
がんの入院、支払い日数は無制限！

生涯で「がん」に罹患する確率は 約2人に1人

男性 **61.8%**女性 **46%**

[出典]公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'15」

お寄せいただいたお声

主人が5年前にがんで亡くなつた際、病気で慰められ、気持ちも癒されました。本当に感謝しています。これからも家族でこくみん共済を利用していくたいと思っています。

新潟県 女性・55歳

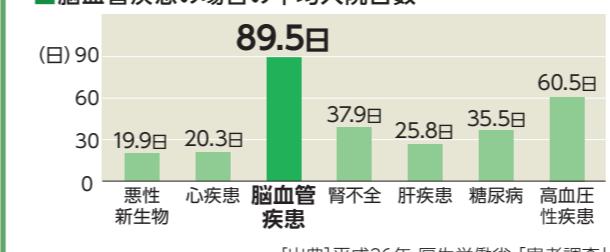


ここが安心！

入院1日目から最高180日まで保障！

脳血管疾患の場合、入院日数が長期化する傾向。

■脳血管疾患の場合の平均入院日数



[出典]平成26年 厚生労働省「患者調査」

以前、手術共済金の請求でしたが、迅速な支払いをしてもらいたいへんばかりました。また、不明な点も電話オペレーターの方に問い合わせました。今後も末永く全労済を利用させていただきます。

神奈川県 男性・45歳



お寄せいただいたお声

満0歳から加入できる、お子さまに多い
けがや病気・賠償までトータルで備える保障



加入できる方

満0歳～満14歳の健康な方
(最高満18歳の契約満了日まで保障)

契約満了後の更新についてはP.14をご覧ください。

キッズタイプ

▶月々の掛金

900円

手術と入院を手厚く保障

キッズワイドタイプ

▶月々の掛金

1,600円

▼保障内容

通院	※5 1日目から最高90日分	交通事故・不慮の事故	日額 2,000円
入院	1日目から最高365日分	交通事故・不慮の事故・病気等 ※4	日額 5,000円
入院中の手術	(全労済 所定の手術) ※14		
長期入院	60日以上、180日以上、270日以上連続した入院(1回の入院)		
特定のけが	(骨折・腱の断裂・関節の脱臼) ※15	交通事故・不慮の事故	50,000円
死亡・重度障がい(※)		交通事故	600万円
	1級・2級と、3級の一部 ※1	不慮の事故等 ※2	400万円
		病気等	200万円
介護	常に介護を要し上記(*)の共済金が支払われる場合で6ヶ月間生存	※3	200万円
障がい	交通事故	270万円～12万円	
	不慮の事故等 ※2	180万円～8万円	
扶養者である契約者の死亡・重度障がい	交通事故・不慮の事故等	350万円	
	病気等(免責1年)	30万円	
賠償	法律上の損害賠償責任を負うとき(国内のみ) ※16	最高 100万円 (免責5,000円)	
割り戻し金*	(2016年度の場合)	140円／月(掛金の約15.5%)	

*毎年5月末の決算で剩余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点での有効契約がある方にお戻しします。

「ここが安心!」



1

入院1日目から365日まで保障!

お子さまに多い入院治療に備える!
0～14歳では、生命の危険性の少ない
入院治療が約7割に!

0～14歳の入院(重症度等)の状況別推計入院患者数の構成割合



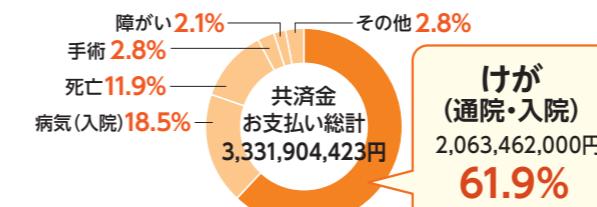
[出典]平成26年 厚生労働省「患者調査」改編

2

骨折・腱の断裂・関節の脱臼で50,000円、
通院でも日額2,000円の保障!

お子さまにはけがによる通院・入院に
備えることが大切です。

キッズタイプ・キッズワイドタイプのお支払い額



お子さまの不慮の事故やけがの事例



3

損害賠償は、最高100万円まで保障!

賠償責任発生の例



4

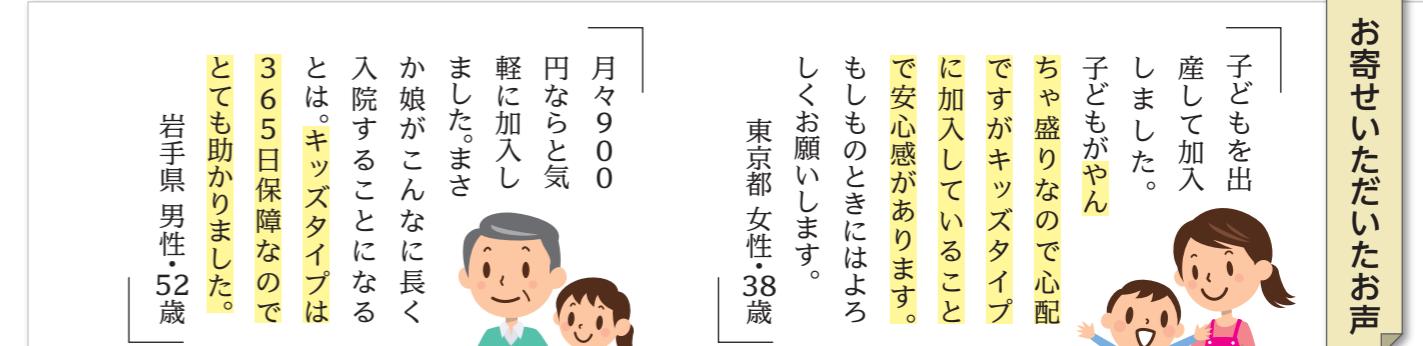
さらに健康状態にかかわらず更新できます。

満18歳の満了以降、更新できる保障タイプ

※詳しくは満期更新時にご案内いたします。

キッズタイプ → 総合タイプ 生きる安心Hタイプ 医療タイプ
医療安心Hタイプ 総身医療5000

キッズワイドタイプ → 総合タイプ 生きる安心タイプ
医療安心タイプ 医療タイプ
終身医療5000 生きる安心Hタイプ + 医療安心Hタイプ



お寄せいただいたお声

右記のいずれか
1つのみ加入できます。
キッズタイプ、
キッズワイドタイプ

ご契約の際はP.25「保障内容の注意事項=保障表中の※印の説明」・P.28「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

**健康状態にかかわらず加入できる
けがと賠償のリスクに備える保障。**

加入できる方

健康状態にかかわらず
満0歳～満59歳の方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

契約満了後は手続きなしで
傷害安心タイプはシニア傷害安心H(ハーフ)タイプに、
傷害安心W(ダブル)タイプはシニア傷害安心タイプに
更新できます(保障額は変わります)。
最高満80歳の契約満了日まで保障が続けます。
詳しくはP.23をご覧ください。

傷害安心タイプ

▶月々の掛金

1,200円

けがの保障額が2倍で手厚い

傷害安心Wタイプ

▶月々の掛金

2,000円**加入できる方**

健康状態にかかわらず
満60歳～満79歳の方
(最高満80歳の契約満了日まで保障)

シニア傷害安心タイプ

▶月々の掛金

2,000円

手頃な掛け金で賠償重視型

シニア傷害安心Hタイプ

▶月々の掛金

1,200円**▼保障内容**

賠償 法律上の損害賠償責任を負うとき(国内のみ)※16

対人臨時費用	死亡させたとき	最高 1億円
	10日以上入院させたとき	10万円
	対人事故のとき	3,000円

携行品の損害

(国内のみ)※17

入院・通院	入院または5日以上の通院をしたとき※5	部位・症状別に 18万円～0.75万円
	通院5日未満で治療が完了したとき※5	1事故につき 3,000円

長期入院	90日以上、180日以上連続した入院(1回の入院)	交通事故・不慮の事故	各 18万円
	(最高36万円)		

死亡・重度障がい	交通事故・不慮の事故等	500万円
	1級・2級と、3級の一部※1	1,000万円

障がい	交通事故・不慮の事故等	450万円～20万円
	3級の一部～14級※1	900万円～40万円

割り戻し金*	(2016年度の場合)	60円／月(掛金の約5.0%)
		100円／月(掛金の約5.0%)

★毎年5月末の決算で剩余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻しします。

右記のいずれか1つのみ加入できます。

傷害安心タイプ、傷害安心W(ダブル)タイプ

ご契約の際はP.25「保障内容の注意事項=保障表中の※印の説明」・P.28「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

右記のいずれか1つのみ加入できます。

シニア傷害安心タイプ、シニア傷害安心H(ハーフ)タイプ

傷害安心タイプ 傷害安心Wタイプ シニア傷害安心タイプ シニア傷害安心Hタイプ の保障のポイントは、次のページをご覧ください。▶

60歳からの 入院から死亡までの総合保障

加入できる方

満60歳～満64歳の健康な方
(最高満70歳の契約満了日まで保障)

契約満了後は手続きなしで移行タイプに更新できます(保障額は変わります)。
最高満80歳の契約満了日まで保障が続きます。
(手続きをすれば満85歳の契約満了日まで保障が続けます)。
詳しくはP.23をご覧ください。

シニア総合タイプ

▶月々の掛金

2,000円**200万円****100万円**

死亡・重度障がい

1級・2級と、3級の一部※1

交通事故・
不慮の事故等

病気等

障がい

3級の一部～14級※1

交通事故・
不慮の事故等**90万円～4万円**

入院

5日以上連続して入院したとき
1日目から最高180日分交通事故・
不慮の事故・
病気等※4**日額 1,500円**

割り戻し金★(2016年度の場合)

220円／月(掛金の約11.0%)

★毎年5月末の決算で剩余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻します。

ここが安心!

交通事故や不慮の事故で
死亡の場合200万円の保障!

60歳からもしものときのお葬式費用に備える!

葬儀費用(平均)

飲食に掛かった費用	30.5万円
葬儀一式費用	118.9万円
返礼品の費用	34.4万円
葬儀費用の合計	183.8万円

[出典] (株)鎌倉新書「いい葬儀/第2回お葬式に関する全国調査」(2015年)

ご契約の際はP.25「保障内容の注意事項=保障表中の※印の説明」・P.28「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

60歳からの 病気とけがの医療保障

加入できる方

満60歳～満64歳の健康な方
(最高満70歳の契約満了日まで保障)

契約満了後は手続きなしで移行タイプに更新できます(保障額は変わります)。
最高満80歳の契約満了日まで保障が続きます。
(手続きをすれば満85歳の契約満了日まで保障が続けます)。
詳しくはP.23をご覧ください。

シニア医療タイプ

▶月々の掛金

2,000円

▼保障内容

入院

5日以上連続して入院したとき
1日目から最高180日分交通事故・
不慮の事故等
※4**日額 3,500円**

手術

日帰り手術も保障(全労済所定の手術)

1回につき 10,000円

死亡・重度障がい

1級・2級と、3級の一部※1

交通事故・
不慮の事故等**50万円**

障がい

3級の一部～14級※1

交通事故・
不慮の事故等**10万円****36万円～1.6万円**

割り戻し金★(2016年度の場合)

220円／月(掛金の約11.0%)

★毎年5月末の決算で剩余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻します。

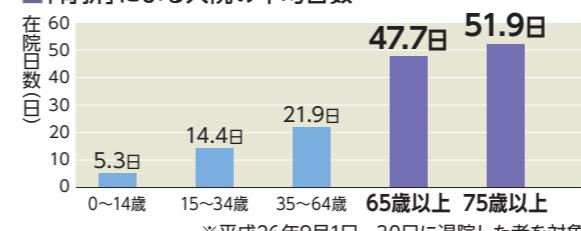
ここが安心!

ここが安心!

けがなどの入院で最高180日分保障!

65歳以上だと骨折の入院でも40日以上に!

■「骨折」による入院の平均日数



[出典] 平成26年 厚生労働省「患者調査」

お寄せいただいたお声



対応が大変気持ち良かったです。ちゃんとこちらの立場に立つて対応していただけて、とても満足していました。減入っていましたが、こんなにスムーズに請求でき、とてもありがたかったです。

やさかったです。病気のことで気が緩んでいましたが、こんなにスムーズに請求でき、とてもありがたかったです。

対応が大変気持ち良かったです。ちゃんとこちらの立場に立つて対応していただけて、とても満足していました。減入っていましたが、こんなにスムーズに請求でき、とてもありがたかったです。

やさかったです。病気のことで気が緩んでいましたが、こんなにスムーズに請求でき、とてもありがたかったです。

お寄せいただいたお声



以前から全労済の請求をした際に全労済の対応が丁寧で分かりやすかったです。支払いも全労済が早かったです。この一件でさらに信頼度が増したので、これからも全労済を利用したいと強く思います。

千葉県 男性 70歳

プラスして安心 より充実の保障へ

プラスタイプは基本タイプ(キッズワイドタイプ、キッズタイプ、医療タイプ、総合タイプ、総合2倍タイプなど)に追加してご加入いただくもので、
プラスタイプ単独での加入はできません(加入後、「基本タイプ」のみの解約はできません)。

加入できる方

医療プラス

▶月々の掛金

800円

満0歳～満44歳の
健康な方
(最高満60歳の
契約満了日まで保障)

組み合わせができるタイプは下記のとおりです。

キッズワイドタイプ キッズタイプ 医療タイプ※
総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ

※医療タイプに加入後1年以上経過し、かつ医療プラスの発効日から遡って過去1年間給付のない方に限り医療プラスを追加加入できます。

▼保障内容

入院 1日目から 最高180日分	交通事故・ 不慮の事故・ 病気等※4	日額 3,000円
女性特有の 病気で手術※9		1回につき 30,000円
通院※5 1日目から 最高90日分	交通事故・ 不慮の事故	日額 1,000円
	交通事故を除く不慮の事故による通院は通算して 14日以上の通院をした場合が保障の対象となります。	
死亡・ 重度障がい 1級・2級と、 3級の一部※1	交通事故・ 不慮の事故等・ 病気等	25万円
割り戻し金★ (2016年度の場合)	160円／月 (掛金の約20.0%)	

★毎年5月末の決算で剩余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻しします。

ご契約の際はP.25「保障内容の注意事項=保障表中の※印の説明」・P.28「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



全労済 Q & A

よくある質問にお答えします。

Q1 全労済って何ですか?

全労済は保障の生協です。「おたがいさま」と「たすけあい」の気持ちで、あなたの暮らしを守るために保障設計や共済商品をご提案しています。生命の保障から損害・賠償の保障まで、トータルに保障します。

Q4 割り戻し金って何ですか?

割り戻し金とは毎年の事業年度(6月1日から翌年5月末まで)の決算の結果、剩余が生じた場合に、ご契約者の皆さまにお戻しします。ご加入の共済タイプ、契約期間等によっては、割り戻し金の有無や割り戻し率が異なります。

Q5 「医療タイプ」で保障されている
「女性特有の病気の手術」とは
具体的にどんな手術ですか?

協同組合である全労済を構成するのは、組合員です。この組合員が、職場や地域においてそれぞれの運営組織に参加していながら、全労済の活動を支えています。出資金をお支払いいただければ、どなたでも全労済の会員である各都道府県生協の組合員の資格が得られ、事業の利用ができます。

Q3 共済金って何ですか?

共済事故が生じたときに共済者(全労済)から共済金受取人に支払われる金銭のことをいいます。

▼保障内容

死亡・ 重度障がい(*) 1級・2級と、3級の一部※1	交通事故 不慮の事故等※2 病気等	600万円 400万円 200万円
常に介護を要し上記(*)の共済金が 支払われる場合で6ヵ月間生存※3		200万円
障がい 3級の一部～14級※1	交通事故 不慮の事故等※2	360万円～16万円 180万円～8万円
入院 5日以上連続して 入院したとき 1日目から最高180日分	交通事故 不慮の事故※2 病気等※4	日額 3,500円 日額 2,000円 日額 750円
交通事故で通院※5 1日目から最高90日分	交通事故	日額 750円

他にも選べるプランがあります。詳しくは全労済までお問い合わせください。

シニアのための こくみん共済

長期にわたって安心が続く、
医療と介護と生命の保障です。**長生きあんしんプラン**

「充実したセカンドライフに備えたい」、「将来に向けて一生涯の保障がほしい」の声にお応えしました。

一生懸命
医療の安心を幅広く保障!
終身医療総合5000

入院、手術、
先進医療まで幅広く保障!
定期医療総合5000

一生懸命
介護の保障
終身介護サポート

万一のとき、
ご家族を支えます!
定期生命300

お子さまの教育資金と万一の保障をお考えの皆さまへ。

キッズ満期金付プラン

キッズ満期金付プランはキッズタイプ・キッズワイドタイプにセットできる満期金付生命保障のプランです。すでにキッズタイプ・キッズワイドタイプにご加入いただいている場合はキッズ満期金付プランを追加してお申し込みいただけます。

専用のリーフレットをご用意しております。資料請求の際はご希望のプランまたはタイプをお伝えください。

カンタンな
5つの質問で
お申し込み
できます!

健康に不安のある方をサポート

いきいき応援

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン

【健康上の理由であきらめていた方に】
これまで持病があるなどの理由で加入をあきらめていた方でも、簡単な告知でお申し込みできます。

【加入できる方】満40歳～満70歳までの方

※告知項目に該当する場合や、すでにご契約されている保障額などによっては加入できない場合があります。

移行タイプ一覧

基本タイプ	移行タイプ	掛金	移行可能年齢	更新可能年齢	死亡・重度障がい			後遺障	がい	入院(日額)		通院(日額)		介護支援共済金	その他の共済金	基本タイプ掲載ページ	
総合タイプ▶	総合60歳移行タイプ	1,800円	満60歳	最高満64歳	300万円	200万円	100万円	交通事故 不慮の事故等	交通事故 不慮の事故等	病気	交通事故 不慮の事故	交通事故 不慮の事故	病気等	交通事故 不慮の事故	介護支援共済金	P.5	
	総合65歳移行タイプ	1,800円	満65歳	最高満69歳	200万円	100万円	50万円	90~4万円	45~2万円	—	3,000円	2,000円	1,250円	—	50万円	P.5	
	総合70歳移行タイプ	1,800円	満70歳	最高満79歳	100万円		50万円	45~2万円		—	1,000円		—	—	—	P.5	
	総合80歳移行タイプ	1,800円	満80歳	最高満84歳	20万円			—		1,000円		—	—	—	—	P.5	
総合2倍タイプ▶	総合2倍60歳移行タイプ	3,600円	満60歳	最高満64歳	600万円	400万円	200万円	270~12万円	180~8万円	—	8,000円	6,000円	3,000円	2,000円	—	200万円	P.5
	総合2倍65歳移行タイプ	3,600円	満65歳	最高満69歳	400万円	200万円	100万円	180~8万円	90~4万円	—	6,000円	4,000円	2,500円	—	100万円	P.5	
	総合2倍70歳移行タイプ	3,600円	満70歳	最高満79歳	200万円		100万円	90~4万円		—	2,000円		—	—	—	P.5	
	総合80歳移行タイプ	1,800円	満80歳	最高満84歳	20万円			—		1,000円		—	—	—	—	P.5	
大型タイプ▶	大型60歳移行タイプ	5,400円	満60歳	最高満64歳	800万円	600万円	300万円	360~16万円	270~12万円	—	8,000円	4,500円	3,000円	—	300万円	P.6	
	大型65歳移行タイプ	5,400円	満65歳	最高満69歳	600万円	300万円	150万円	270~12万円	135~6万円	—	6,000円	4,000円	—	—	150万円	P.6	
	大型70歳移行タイプ	5,400円	満70歳	最高満79歳	400万円	300万円	150万円	180~8万円	135~6万円	—	3,000円	—	—	—	—	P.6	
	総合80歳移行タイプ	1,800円	満80歳	最高満84歳	20万円			—		1,000円		—	—	—	—	P.6	
生きる安心タイプ▶	生きる安心60歳移行タイプ	2,500円	満60歳	最高満64歳	300万円		150万円	135~6万円		20万円	1,500円		—	—	重度障がい支援／150万円	P.7	
	生きる安心65歳移行タイプ	2,500円	満65歳	最高満69歳	200万円		100万円	90~4万円		10万円	1,250円		—	—	重度障がい支援／100万円	P.7	
	生きる安心70歳移行タイプ	2,500円	満70歳	最高満79歳	120万円		60万円	54~2.4万円		10万円	1,000円		—	—	重度障がい支援／60万円	P.7	
	生きる安心80歳移行タイプ	2,500円	満80歳	最高満84歳	60万円		30万円	27~1.2万円		—	1,000円		—	—	—	P.7	
生きる安心W(ダブル)タイプ▶	生きる安心W(ダブル)60歳移行タイプ	5,000円	満60歳	最高満64歳	600万円	300万円	270~12万円		40万円	3,000円		—	—	重度障がい支援／300万円	P.7		
	生きる安心W(ダブル)65歳移行タイプ	5,000円	満65歳	最高満69歳	400万円	200万円	180~8万円		20万円	2,500円		—	—	重度障がい支援／200万円	P.7		
	生きる安心W(ダブル)70歳移行タイプ	5,000円	満70歳	最高満79歳	240万円	120万円	108~4.8万円		20万円	2,000円		—	—	重度障がい支援／120万円	P.7		
	生きる安心W(ダブル)80歳移行タイプ	5,000円	満80歳	最高満84歳	120万円	60万円	54~2.4万円		—	2,000円		—	—	—	P.7		
医療安心タイプ▶	医療安心60歳移行タイプ	2,300円	満60歳	最高満64歳	20万円			—		3,000円		—	—	手術／3万円 先進医療／最高300万円	P.9		
	医療安心65歳移行タイプ	2,300円	満65歳	最高満69歳	15万円			—		2,000円		—	—	手術／3万円 先進医療／最高300万円	P.9		
医療タイプ▶	医療60歳移行タイプ	1,600円	満60歳	最高満64歳	20万円			—		3,000円		—	—	—	P.10		
	医療65歳移行タイプ	1,600円	満65歳	最高満69歳	15万円			—		2,000円		—	—	—	P.10		
シニア総合タイプ▶	シニア総合移行タイプ	2,000円	満70歳	最高満79歳	150万円	50万円	90~4万円		—	1,500円	—	—	—	—	P.19		
	総合80歳移行タイプ	1,800円	満80歳	最高満84歳	20万円			—		1,000円	—	—	—	—	P.19		
シニア医療タイプ▶	シニア医療移行タイプ	2,000円	満70歳	最高満79歳	50万円	10万円	36~1.6万円		—	1,500円		—	—	—	P.20		

23 ※ 医療安心Hタイプから医療安心60歳移行タイプ、生きる安心Hタイプから生きる安心60歳移行タイプ、シニア総合移行タイプから総合80歳移行タイプへの更新をご希望の場合は、お手続きが必要です。詳しくは全効済までお問い合わせください。

<p>※ 1 死亡・重度障がいが残ったとき</p> <p>総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ 生きる安心タイプ 生きる安心Wタイプ 生きる安心Hタイプ 医療安心タイプ 医療安心Hタイプ 医療タイプ がん保障プラス キッズタイプ キッズワイドタイプ 傷害安心Wタイプ 傷害安心タイプ シニア傷害安心タイプ シニア傷害安心Hタイプ シニア総合タイプ シニア医療タイプ 医療プラス 総合プラス</p>	<p>「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)を指し、全労済の定める基準によりその程度に応じてお支払いします。なお、障がいが固定したときの契約内容にもとづいた保障となります。</p>	<p>※ 11 がん(上皮内新生物)等と診断されたとき</p> <p>がん保障プラス</p>	<p>発効日から91日目以後に「上皮内新生物もしくは皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」に罹患し、診断確定されたときにお支払いします。2年に1回を限度とします。「がん」とは、悪性新生物と上皮内新生物等を指し、上皮内新生物等とは、上皮内新生物および悪性黒色腫を除く皮膚がんをいいます。</p>
<p>※ 2 不慮の事故</p> <p>総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ キッズタイプ キッズワイドタイプ 総合プラス</p>	<p>交通事故を含みません。</p>	<p>※ 12 がんで入院・手術したとき</p> <p>がん保障プラス</p>	<p>がん入院共済金、がん手術共済金は、発効日から31日目以後に発病した悪性新生物または上皮内新生物等が対象です。</p>
<p>※ 3 常に介護を要するとき</p> <p>総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ キッズタイプ キッズワイドタイプ 総合プラス</p>	<p>発効日(増額分は更新日。以下同じです)以後の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったときに全労済所定の要介護状態で、かつ6ヶ月以上生存したときが対象です。</p>	<p>※ 13 重度障がいの状態となったとき</p> <p>がん保障プラス</p>	<p>発効日以後の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったときに重度障害共済金をお支払いします。</p>
<p>※ 4 病気等で入院したとき</p> <p>総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ 生きる安心タイプ 生きる安心Wタイプ 生きる安心Hタイプ 医療安心タイプ 医療安心Hタイプ 医療タイプ キッズタイプ キッズワイドタイプ シニア総合タイプ シニア医療タイプ 医療プラス 総合プラス</p>	<p>発病日が発効日前であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする入院とみなします。</p>	<p>※ 14 入院中に手術をしたとき</p> <p>キッズワイドタイプ</p>	<p>手術共済金は、入院共済金が支払われる契約期間中に全労済所定の手術を受けた場合が対象です。なお、発病日が発効日前であっても、発効日から2年経過後に入院を開始し、手術を受けた場合は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする手術とみなします。なお、全労済所定の手術については、ホームページでご確認いただくか、最寄りの全労済までお問い合わせください。</p>
<p>※ 5 通院をしたとき</p> <p>総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ 医療安心タイプ 医療安心Hタイプ 医療タイプ キッズタイプ キッズワイドタイプ 傷害安心Wタイプ 傷害安心タイプ シニア傷害安心タイプ シニア傷害安心Hタイプ 医療プラス 総合プラス</p>	<p>通院は、事故の日からその日を含めて180日以内に実際に通院した日数が対象です。</p>	<p>※ 15 骨折・腱の断裂・関節の脱臼</p> <p>キッズタイプ キッズワイドタイプ</p>	<p>契約期間で1回のお支払いです。また、同一の事故に対する支払いは1回限りです。</p>
<p>※ 6 身体に障がいが残り、6ヶ月間生存のとき</p> <p>生きる安心タイプ 生きる安心Wタイプ 生きる安心Hタイプ</p>	<p>重度障害共済金が支払われる場合で、重度障がいの状態となった日から6ヶ月間生存した場合に重度障害支援共済金をお支払いします。</p>	<p>※ 16 法律上の損害賠償責任を負うとき</p> <p>キッズタイプ キッズワイドタイプ 傷害安心Wタイプ 傷害安心タイプ シニア傷害安心タイプ シニア傷害安心Hタイプ</p>	<p>第三者に損害を与えた場合であっても、お支払いできない場合があります。</p>
<p>※ 7 特定の身体障がいの状態</p> <p>生きる安心タイプ 生きる安心Wタイプ 生きる安心Hタイプ</p>	<p>発効日以後に発病した病気を原因とし、はじめて特定の身体障がいの状態となったときが対象です。「特定の身体障がいの状態」とは、次のいずれかの状態となります。ア.恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの イ.心臓に人工弁を置換したもの ウ.腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの エ.直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの オ.ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの</p>	<p>※ 17 携行品に損害が生じたとき</p> <p>傷害安心Wタイプ 傷害安心タイプ</p>	<p>携行品損害は、共済期間を通じ、30万円を限度とします。1回の事故について、1組または1個10万円(乗車券等または通貨等の場合は5万円)を限度とします。</p>
<p>※ 8 先進医療を受けたとき</p> <p>医療安心タイプ 医療安心Hタイプ</p>	<p>入院共済金が支払われる場合にお支払いします。先進医療とは療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。</p>	<p>※ 18 入院・手術をしたとき</p> <p>終身医療5000</p>	<p>発効日以後に発病した病気または交通事故・不慮の事故のときに共済金をお支払いします。なお、発病日が発効日前であっても、発効日から2年経過後に開始した病気入院・手術は発効日以後に発病した病気の治療を目的とする入院・手術とみなします。</p>
<p>※ 9 手術をしたとき</p> <p>医療安心タイプ 医療安心Hタイプ 医療タイプ シニア医療タイプ 医療プラス</p>	<p>女性疾病手術共済金・手術共済金は、契約期間中に全労済所定の手術を受けた場合が対象です。なお、発病日が発効日前であっても、発効日から2年経過後に手術を受けた場合は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする手術とみなします。なお、全労済所定の手術については、ホームページでご確認いただくか、最寄りの全労済までお問い合わせください。</p>	<p>補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ■発効日以後に発病した病気または交通事故・不慮の事故のときに共済金をお支払いします。 ■事故による入院・手術は、事故の日からその日を含めて180日以内に「開始された入院」および「受けた手術」が対象です。 ■病気入院共済金(キッズタイプ、キッズワイドタイプ、シニア医療タイプ、シニア総合タイプを除く)・女性疾病手術共済金・手術共済金および先進医療共済金は、発効日から1年以内に加入者が妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院したとき、または手術を受けたときにはお支払いできません。 ■不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。不慮の事故等とは「全労済所定の感染症」を含みます。 ■病気入院共済金が支払われる入院をしたのち、退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因により再入院した場合は、これらの入院は1回の入院とみなして入院共済金をお支払いします。 ■同一の交通事故、不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなして入院共済金、部位・症状別傷害共済金をお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ■同一の不慮の事故により、部位・症状が部位・症状別支払倍率表の倍率に複数該当するときは、それらの倍率の最も高い倍率を適用し、部位・症状別傷害共済金をお支払いします。 ■傷害安心タイプ、シニア傷害安心タイプの損害賠償責任保障において、対人臨時費用のほかに、損害拡大防止費用、裁判に要した費用等もあります。また、一定の条件を満たした場合には、示談交渉サービスをご利用になれます。詳しくは、全労済までお問い合わせください。 ■キッズタイプ、キッズワイドタイプの賠償事故については、1事故5,000円の自己負担額があります。 ■キッズタイプまたはキッズワイドタイプと合わせて医療タイプなどにご加入の場合、満18歳のキッズワイドタイプまたはキッズタイプの契約満了時に、さらに追加で同じタイプに加入できません(1加入者につき加入できるタイプは1契約までです)。 ■損害賠償責任保障のない傷害Wタイプ、傷害タイプ、シニア傷害ベースタイプ、シニア傷害ベースHタイプもご用意しています。詳しくは全労済までお問い合わせください。
<p>※ 10 がん(悪性新生物)と生後はじめて診断されたとき</p> <p>がん保障プラス</p>	<p>発効日から91日目以後に悪性新生物に生まれてはじめて罹患し、診断確定されたときにお支払いします。生涯1回限りの支払いとなります。</p>		

部位・症状別傷害共済金

不慮の事故後の急な出費に対応するため、迅速に共済金をお支払いすることができます。

けがで入院・通院をした場合は、部位・症状別傷害特約共済金額に、けがの部位・症状に応じた倍率を乗じて共済金額を計算します。

部位・症状別傷害特約共済金額	
傷害安心Wタイプ	シニア傷害安心タイプ
3,000円	

傷害安心タイプ

シニア傷害安心Hタイプ

不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に入院したとき、または、入院しない場合で5日以上の通院をしたとき

部位・症状別傷害特約共済金額 × 部位・症状別支払倍率表に定める倍率(5~120倍)

不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に5日未満の通院をし、治療が完了したとき

部位・症状別傷害特約共済金額 × 2倍

同一の不慮の事故により、部位または症状が部位・症状別支払倍率表の複数の項目に該当する場合、それぞれの項目のうち最も高い支払倍率を部位・症状別傷害特約共済金額に乘じた額を共済金としてお支払いします。

ご注意

- 症状が骨折のときのみ、既往症(骨粗しょう症等)があったとしても、その影響にかかわらず共済金をお支払いします。
 - 脱臼については、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼は免責となります。
 - 頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものは免責となります。
- ※「部位・症状別傷害共済金」は、退院後に一括して受け取ることも可能です。

■部位・症状別支払倍率表(抜粋)

(単位:倍)

部位	症状	骨折または脱臼	打撲、擦過傷、挫傷または捻挫	熱傷	神経の損傷または断裂
頭部	65	5	10	120	
眼球および歯牙を除く顔部 (視神経以外の脳神経を含みます)	30	5	10	40	
胸部または腹部	35	5	10	—	
手指を除く上肢	35	5	5	40	
手指	20	5	5	30	
足指を除く下肢	65	5	5	40	
足指	25	5	5	30	

！保障タイプは、一部組み合わせができない場合があります。〈組み合わせの留意点〉

下記は一部を記載したものです。詳しくは全効率までお問い合わせください。

■1人の被共済者が、同じタイプには複数加入できません。

〈例〉 **X 総合タイプ + 総合タイプ**
X 医療安心タイプ + 医療安心タイプ

■がん保障プラス、総合プラス、医療プラスの組み合わせできるタイプについては各ページでご確認ください。

■傷害安心W(ダブル)タイプ、傷害安心タイプ、医療安心タイプ、生きる安心タイプ、生きる安心W(ダブル)タイプ、生きる安心H(ハーフ)タイプ、終身医療5000に、総合プラス、医療プラスを組み合わせることはできません。

〈例〉 **X 傷害安心Wタイプ + 総合プラス**
X 生きる安心タイプ + 総合プラス
X 医療安心タイプ + 医療プラス
X 終身医療5000 + 医療プラス

■医療タイプと医療安心タイプ、医療安心H(ハーフ)タイプの組み合わせはできません。

〈例〉 **X 医療タイプ + 医療安心タイプ**

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、全効率までお問い合わせください。なお、加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「ご契約のしおり・契約規定」をお送りいたしますので、ご一読され、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済
傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

ご契約のてびき

こくみん共済 各事業規約に該当する共済商品名称

個人定期生命共済	▶ 医療タイプ、医療安心タイプ、医療安心H(ハーフ)タイプ、総合タイプ、総合2倍タイプ、大型タイプ、生きる安心タイプ、生きる安心W(ダブル)タイプ、生きる安心H(ハーフ)タイプの組み合わせはできません。いずれか1つのタイプを選択してください。
こども定期生命共済	▶ キッズワイドタイプ、キッズタイプ
熟年定期生命共済	▶ シニア総合タイプ、シニア医療タイプ

傷害共済・個人賠償責任共済
▶ 傷害安心W(ダブル)タイプ、傷害安心タイプ、シニア傷害安心タイプ、シニア傷害安心H(ハーフ)タイプ

傷害共済
▶ シニア傷害ベースタイプ、シニア傷害ベースH(ハーフ)タイプ

終身生命共済
▶ 終身医療5000、終身医療3000、終身医療追加2000

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご加入にあたって

出資金を払い込み、各都道府県生協の組合員となった方が契約者になります。

ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または全効率が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

被共済者(加入者)になることができる方

- 契約者、契約者の配偶者(内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係の方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
- 同一生計で、契約者または契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

※同一生計とは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。

※個人賠償責任共済、携行品損害特約においては、被共済者は共済請求ができる方のことをいいます。個人賠償責任共済の保障対象となる被共済者の範囲はP.17を参照ください。

なお、共済商品タイプごとに加入できる年齢・保障内容は異なります。詳しくはP.5~21を参照ください。

共済掛金(掛金)の払込方法について

掛金の払込方法は、月払いになります。
初回掛金の払い込みについては、P.30「契約の成立と効力の発生について」をご覧ください。

共済期間(契約期間)と 共済契約(契約)の自動更新について

1.契約期間は1年です。契約を更新することにより共済商品タイプごとに定める保障年齢(移行タイプがある場合は、

その移行タイプの保障年齢)まで継続できます。同じタイプで引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。
※終身医療5000・終身医療3000・終身医療追加2000
の契約期間は終身です(更新はありません)。

2.次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。

(1)加入者が医学的な観点からみて不必要な治療を繰り返しているとき

(2)加入者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき

(3)加入者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき

(4)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に対して共済金等(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

(5)その他、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる(1)から(4)までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき

契約できる限度について

1.一人の加入者が同じタイプには複数加入できません。
2.全労済のその他の共済商品(終身医療総合5000、新総合医療共済など)にすでにご加入の方については、加入額を制限することがあります。詳しくは全労済までお問い合わせください。

※終身医療5000・終身医療3000は、新総合医療共済<終身医療プラン ベーシックタイプ>に加入されている方は加入できません。

※終身医療追加2000は、すでに終身医療3000に加入されている場合に組み合わせて加入できます。単独では加入できません。

※一部の職業に従事されている方(次項「一部のご職業について」で、ご確認ください)の加入額を制限することができます。

一部のご職業について

1.保障開始日において次の職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。
(1)力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
(2)テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

※加入後にこれらの職業に従事した場合は、契約を更新できないことがあります。直ちに全労済までお問い合わせください。
これらの職業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

2.終身医療5000・終身医療3000・終身医療追加2000
次表の①～⑧の職業に従事されている方は、総合医療共済・新総合医療共済とあわせて入院日額5,000円を超えて加入することはできません。

3.その他のタイプ

次表の①～⑦の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。また、⑧の職業でその運転業務中に生じた不慮の事故および交通事故の場合には入院・通院・部位症状別傷害・災害長期入院一時金・手術・先進医療共済金はお支払いできません。

- ①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者
- ②潜水・潜函・サルベージ、その他これらに類する職業
- ③警察官・海上保安官、その他これらに類する職業
- ④自衛官(防衛大学校生を含みます)
- ⑤坑内・隧道内作業に従事される方
- ⑥近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- ⑦1,000トン未満の船舶乗組員
- ⑧ハイヤー・タクシー運転手

割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剩余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。
※個人賠償責任共済は除きます。

共済金受取人について

1.共済金受取人は契約者です。
2.1.にかかわらず、加入者と同一である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。
(1)契約者の配偶者
(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹('その収入により生計を維持していた'とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます)以下同じです)

(3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(5)(3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、加入者の同意および全労済の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定また

は変更することができます。

- 3.個人賠償責任共済は被共済者です。
- 4.キッズワイドタイプ・キッズタイプのこども賠償責任特約の共済金受取人は、被共済者または被共済者の保護者(親権者等法定監督義務者)です。
- 5.携行品損害特約は被共済者(契約証書に記載されている方)です。

携行品損害について

傷害安心タイプ、傷害安心Wタイプの携行品損害共済金

- 1.損害の額は、当該時価額保障です。
- 2.次表に当てはまるものについては、携行品損害の対象となりません。(一部抜粋)

- 有価証券、貴金属、通帳、キャッシュカード、
クレジットカード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、
コンタクトレンズ など

※対象にならないものについては、一部を記載しております。
詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

共済金のご請求について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金が請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。

※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

共済金を減額してお支払いする場合

事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

- 1.当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響
- 2.当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響

共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります(賠償責任に関わる共済金・携行品に関わる共済金は免責となり、お支払いできません)。

契約期間の中途で変更する事柄について

終身医療5000、終身医療3000、終身医療追加2000については、契約期間の中途で、掛金の額等を変更する場合があります。この場合には、厚生労働大臣の認可を得て契約者にお知らせします。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。
※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。詳しくは全労済までお問い合わせください。

加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1.申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2.申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

3.契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。
申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

①全労済窓口:全労済の窓口受付日

②金融機関窓口:金融機関の窓口受付日

③郵送:消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、全労済受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

契約の成立と効力の発生について

全労済が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

1.申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

契約の効力は初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から発生(発効)します。

※申込書のご提出が初回掛金の払込日よりも遅くなられた場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。

※初回の掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、全労済窓口あるいは全労済の指定した金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。

2.口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合(郵送加入)

契約の効力は申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効)します。

※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

2回目以降の掛け金払い込みと 払込猶予期間・契約の失効

1. 口座振替(口振)は、毎月28日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えします。

掛け金の払込期日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末
上記以外の場合	当月の月末

2. 払込期日の翌日から3ヶ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛け金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

共済金等を確実にご請求いただくために (代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

詳しくは全労済までお問い合わせください。

共済をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済をお支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

1.すべての共済金	<ul style="list-style-type: none"> (1)加入者の犯罪行為(賠償責任・携行品に関する共済金を除きます) (2)加入者・契約者・共済金受取人の故意 (3)一部の職業において、業務中の事故(P.29「一部のご職業について」をご確認ください) (4)契約が解除された場合 (5)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合
2.死亡・重度障がいを原因とする共済金	<ul style="list-style-type: none"> (1)発効日(増額分は更新日。以下同じ)から1年内の自殺・自殺行為

	(2)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったときなど	7.賠償責任に関する共済金	(1)同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任 (2)暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (3)職務従事に起因する損害賠償責任 (4)被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任(使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます) (5)心神喪失に起因する損害賠償責任 (6)自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任など
3.不慮の事故を原因とする共済金	<ul style="list-style-type: none"> (1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 (3)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの 	※右記については、共済金は重複して支払いません。	(1)交通災害障害共済金(重度障がいのみ)と交通災害死亡共済金 (2)災害障害共済金(重度障がいのみ)と災害死亡共済金 (3)交通災害通院共済金と災害通院共済金 (4)重度障害共済金と死亡共済金 (5)原因の異なる入院が重複する期間の共済金
4.交通事故を原因とする共済金	<ul style="list-style-type: none"> (1)3.の(1)~(4) (2)道路以外の場所における車両の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかつたもの (3)人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの (4)「駐車中」の事故 		
5.病気を原因とする共済金	<ul style="list-style-type: none"> (1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)加入者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (4)発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年内の入院、手術および先進医療 (5)発効日から1年内に加入者が妊娠・分娩に伴う異常を原因とした入院・手術および先進医療(キッズワイドタイプ、キッズタイプ、シニア医療タイプ、終身医療5000、終身医療3000、終身医療追加2000を除く) 		
6.携行品損害共済金	<ul style="list-style-type: none"> (1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)生計を一にする親族の故意(被共済者に共済金を取得させる目的がなかった場合は除く) (3)共済の目的となる携行品の欠陥、自然消耗、置き忘れ、紛失 		

契約の無効について

1.次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2)加入者が発効日または更新日にP.28「被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
- (3)共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ
- (4)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- (5)契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
- (6)同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ

2.個人賠償責任共済は、付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき、契約は無効となります。

3.すべての共済において契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたときは、契約は無効となります。

※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※無効の場合、掛け金の全部または一部を契約者にお返しします(3.を除く)。

詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者(個人賠償責任共済の場合、主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの掛け金はお返ししません。

契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 1.共済金受取人(個人賠償責任共済は、被共済者または共済金を受け取るべき人)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 2.契約者、加入者または死亡共済金受取人(個人賠償責任共済は、契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人)が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 3.契約者、加入者または死亡共済金受取人^{*1}が、反社会的勢力^{*2}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*3}を有していると認められるとき

^{*1}キッズワイドタイプ、キッズタイプのこども賠償責任特約においては、加入者の法定監督義務者である親族を含みます。

^{*2}「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

^{*3}「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4.他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5.前記1.~4.までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき

6.契約者または加入者(個人賠償責任共済は、主たる被共済者)が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金をお返しません。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- 1.加入者が死亡したとき
- 2.加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限ります)

加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます(個人賠償責任共済を除きます)。詳しくは全労済までお問い合わせください。

掛金の生命保険料控除について

こくみん共済の掛金は、一部分を除き生命保険料控除の対象となります。控除に必要な証明書は契約者ごとに毎年10月ごろに発行します。

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*、その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。

*内縁関係にある方は対象となりません。

※傷害安心Wタイプ、傷害安心タイプ、シニア傷害安心タイプ、シニア傷害安心Hタイプは、掛金全額が控除の対象なりません。

契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、全労済へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 1.契約者または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
- 2.契約者の住所を変更したとき
- 3.加入できない職業に従事したとき
- 4.続柄が変更となったとき

解約と解約返戻金について

1.契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。全労済所定の解約届を提出してください。

※プラスタイプは組み合わせて加入している基本タイプが、また、終身医療追加2000は終身医療3000が、終了(無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅)するとき、あわ

せて終了となります。

2.終身医療5000・終身医療3000・終身医療追加2000

できる限り安い掛け金で終身保障を実現するために、解約返戻金をゼロ(0円)とした共済商品です。そのため、契約を解約したり、契約が失効した場合の解約返戻金はありません。

3.その他のタイプ

解約返戻金はありません。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

全労済は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することができます。

○再共済(再保険)について

全労済は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することができます。

○契約等の情報交換について

全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することができます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1.苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、より満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

◆全労済 お客様相談室

・専用フリーダイヤル

0120-603-180

・受付時間

9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

・ホームページ

<http://www.zenrosai.coop>

2.裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかるものは取り扱いしていません。

ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

初めて全労済の共済に加入される方は、各都道府県の労済(共済)生協の組合員になっていただきますので出資金が必要です。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛け金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいたしていない場合には、脱退の予告があったものとみなしきれども、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

掛金の払込方法が月払いの場合:
1,200円(毎月100円×12カ月)

組合員について

1.組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2.届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3.自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4.法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失
- (2)死亡
- (3)除名

5.除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

お問い合わせやご相談はお気軽にどうぞ。



詳しい保障内容・資料請求などのお問い合わせは
携帯・PHS OK **0120-00-6031**

●受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み)
おかげ間違のないよう、電話番号をもう一度お確かめください。



親身になってお応えします。お気軽にご来店ください。

全国47都道府県に
約200カ所

お近くの全労済窓口はホームページで確認できます。



ホームページでご確認やお手続きができます。

全労済

<http://www.zenrosai.coop>

●ホームページでもお申込手続きができます。

こくみん共済をはじめ、さまざまな共済の資料請求やお見積もり、
各種書類のダウンロードなどができます。

全労済 全国の都道府県生協一覧

北海道 (北海道労働者共済生活協同組合)	青森 (青森県労働者共済生活協同組合)	岩手 (岩手県労働者共済生活協同組合)	宮城 (宮城県労働者共済生活協同組合)	秋田 (秋田県労働者共済生活協同組合)	山形 (山形県労働者共済生活協同組合)
福島 (福島県労働者共済生活協同組合)	茨城 (茨城県労働者共済生活協同組合)	栃木 (栃木県労働者共済生活協同組合)	群馬 (群馬県労働者生活協同組合)	埼玉 (埼玉県労働者共済生活協同組合)	千葉 (千葉県労働者共済生活協同組合)
東京 (東京労働者共済生活協同組合)	神奈川 (神奈川県労働者共済生活協同組合)	山梨 (山梨県労働者共済生活協同組合)	長野 (長野県労働者共済生活協同組合)	静岡 (静岡県労働者共済生活協同組合)	富山 (富山県労働者共済生活協同組合)
石川 (石川県労働者共済生活協同組合)	福井 (福井県労働者共済生活協同組合)	愛知 (愛知県労働者共済生活協同組合)	岐阜 (岐阜県労働者共済生活協同組合)	三重 (三重県労働者共済生活協同組合)	滋賀 (滋賀県労働者共済生活協同組合)
奈良 (奈良県労働者共済生活協同組合)	京都 (京都府労働者共済生活協同組合)	大阪 (大阪府労働者共済生活協同組合)	和歌山 (和歌県労働者共済生活協同組合)	兵庫 (兵庫県労働者共済生活協同組合)	島根 (島根県労働者共済生活協同組合)
鳥取 (鳥取県労働者共済生活協同組合)	岡山 (岡山県労働者共済生活協同組合)	広島 (広島県労働者共済生活協同組合)	山口 (山口県労働者共済生活協同組合)	徳島 (徳島県労働者共済生活協同組合)	香川 (香川県労働者共済生活協同組合)
愛媛 (愛媛県労働者共済生活協同組合)	高知 (高知県労働者共済生活協同組合)	福岡 (福岡県労働者共済生活協同組合)	佐賀 (佐賀県労働者共済生活協同組合)	長崎 (長崎県労働者生活協同組合)	熊本 (熊本県労働者共済生活協同組合)
大分 (大分県労働者共済生活協同組合)	宮崎 (宮崎県労働者共済生活協同組合)	鹿児島 (鹿児島県労働者共済生活協同組合)	沖縄 (沖縄県労働者共済生活協同組合)		

総合生協 新潟県では、新潟県総合生協が全労済

新潟県総合生活協同組合 から業務を受託して実施しています。

助け合いから生まれた
保障の生協です

全労済は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

保障のことなら
全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会